

斯かる條約を押し付けた米・露・英・佛等一般外國に對する攘夷熱の昂進となり、開國の結果要害の地は外國に占據せられ日本國民は外國人に隸屬するに至るべしと迄主張せられたのである。其の赴くところ文久三年五月十日（一八六三年）に於ける攘夷令の實施及下ノ關に於ける外國艦船の砲撃となり、又國內的には斯かる條約調印の責任者たる徳川政府に對する討幕運動と國內統一の強固を招來する王政復古運動となつたのである。

斯くて幕府當局は外に對しては益々安政假條約の規定を約束通り實施すること不可能となり之れか延期を求め、又下ノ關砲撃の賠償策として慶應二年江戸改稅約書の締結を餘義なくせられ、稅權の上に從價五分を基礎改算と云ふが如き安政條約の規定以上の大讓歩をしなければならなく爲つたのである。換言すれば安政諸條約の規定は本邦關稅自主權の行使に關して未だ本邦の受くる拘束甚だしくはなかつたが、江戸改稅約書の締結により本邦も亦土耳其・埃及・暹羅・支那等と同様從價五分の低關稅賦課を偏務的無期限に同意しなければならなかつたのである。

第二節 開國初期に於ける諸條約締結顛末

第一款 米國との神奈川條約

米艦渡來 米國第十三期大統領フィルモア Millard Fillmore（共和黨の前身フイツグ黨）は一八五〇年七月六日（嘉永三年）前任テイラー Taylor 大統領の逝去により就任し、其後一八五三年三月四日（嘉永六年）次期大統領ピアース Franklin Pierce（民主黨）就任迄其の任にあつた。其の在任中日本を開港せしむる目的を以て一八五一年五月十日（嘉永四年四月十日）付を以て日本國皇帝に呈すべき國書を國務長官ウェブスター Daniel Webster をして起草せしめ之れが傳達を提督アウリック Commodore Aulick に命じた。アウリックは米國支那艦隊の司令官として旗

艦サスケエハンナ號に坐乗し、プリマス號、サラトガ號兩艦を率ひて一八五一年六月八日（嘉永四年五月九日）米國東海岸コンフォート港を發して日本に向ふこととなつた。然るにアウリック提督は其の發航後政府の許可なくして私人を軍艦に搭乗せしめたる等の非難を受け航行途中支那より召還せられ、其の後老練有力なるペリー提督 Matthew Calbraith Perry が一八五一年十一月十八日（嘉永四年十月二十五日）其の後任者に指定せられることゝなつた。ペリー提督は改めてフィルモア大統領より一八五二年十一月十三日（嘉永五年）付日本國皇帝 Emperor of Japan に宛てた親書を受取り開國の目的を以て日本に向つた。

右米國大統領親書中に於て米國が日本との和親交通を希望する理由を述べて居るが、其の理由は

一、日本の領土は米國と支那大陸との間に横はる處近年支那に赴くところの米國の商船及軍艦の數を増加するに至りたるが爲め日本より之に薪水の供給を受くるの必要屢々生ずるに至ること。

二、米國の捕鯨船が日本の近海にて屢々難船することがあるが其の船員に對しては從來の如き苛酷なる取扱を爲さず日本官憲より寛宥なる救援を得度き爲めであるとした。

又日本が從來開國を拒否する理由は耶蘇教を嫌ふと云ふことにあるに鑑み、右親書中には特に米國に於ては他國の宗教及内政に干渉することを絶対に禁止して居るに付日本に於ては安心を乞ふ旨を記し、更に進んで物産豊かなる日本は外國との通商交通の開始により大なる利益を有するに至るべきことは疑なきも、萬一開港が日本に採り不都合を生ずる場合あることを政府當局に於て惧るゝならば、試に五ヶ年又は十ヶ年を開港したる後豫期に反せる結果を見れば再び鎖國するも可なり、米國に於て外國と締結する修好通商條約の期限は通常數ヶ年に限定せられ居る慣例であることを迄言及した。

右フィルモア大統領の親書を得たペリー提督は一八五二年十一月二十四日（嘉永五年十月十三日）軍艦ミシシッ

パー The Mississippi に坐乗し、ノーフォーク港を發し、一八五三年四月七日（嘉永六年二月二十九日）香港に到着し、曩にアウリック提督に従ひ先着せる軍艦サスケハナ The Susquehanna 快走船サラトガ The Saratoga プリマウス The Plymouth の三隻と合し我六月三日伊豆下田沖に達した。下田に於ては幕府の官吏が之に停船を命じたるに拘らず之に應ぜず更に江戸灣に侵入し浦賀港附近久里濱沖に投錨した。右地點は嘗て弘化三年閏五月二十八日（一八四六年）米國東印度艦隊ビッドル司令官 Commodore Jams Biddle が率ゐたコロンブス Columbus 及ヴィンセンス Vincennes の二艦が投錨した浦賀港附近野比村沖よりも更に一哩以上深く灣内に位して居る。幕府の浦賀奉行戸田氏榮は與力香山藤左衛門を差遣し艦隊の來意を問ひ國法に違ひ先づ長崎に至り交渉すべきを説得せしも、ペリーは米國大統領より日本皇帝への特使として隣交通商を求むる爲め來航せる旨を答へ、又前記ビッドルが幕吏より翻弄せられ無爲にして日本を去つた経験と、訓令中其の使命は固より平和的手段を以て遂行せらるべきものなるも、自衛上止むを得ない場合には毫も假借する所なく米國の威嚴確保に注意すべしとあるに鑑み、ペリーは常に傲然として米國の國力强盛を誇示するに努め、下僚をして自分は大統領の特使として將軍とのみ應接すべしと答へしめ、又威嚇の爲め艦隊を更に灣内深く江戸を遠望し得べき地點に迄侵入せしめた。依て老中阿部正弘以下幕府當局に於ては有司を集めて會議し水戸藩主齊昭の意見をも徴したが、結局止むを得ずとし米國大統領よりの親書及方物を受取ることに決定し、右受領の爲め特に久里濱に於て新館を建設し幕府より特派せる長崎奉行井戸弘道をして前記戸田浦賀奉行と共に莊重なる儀禮の下にペリーの手より右親書方物を受取らしめた。尤も來意に對しては「事重大なり容易に答ふる能はず、加ふるに將軍（家慶）病あるに付大事を議するに便ならず、明年長崎に來りて命を持たれ度し」と答へしめた。ペリーは之を承諾し明年再航すべきを約して再び琉球經由媽港方面に引上げた。

茲にペリー來航當時に於ける東亞の情勢を見るに、一八三九年（天保十年）に於て支那廣東總督林則徐の阿片燒棄問題に端を發した阿片戰爭の爲め一八四〇年（天保十一年）英國軍は廣東港を攻略し、一八四二年（天保十三年）には南京に迫り、八月二十九日南京條約が調印せられた。該條約の下に支那政府は香港割讓の外廣東・厦門・寧波・上海・南京の五港の開港を餘儀なくせられ、又片務的に治外法權と從價五分を基準とする片務的關稅協定を許與した。尙之より先英國は一八二四年（文政七年）及一八五二年（嘉永五年）の二回に且り英緬戰爭の結果緬甸を併合し、一八二六年六月二十日（文政九年）には暹羅と修好通商條約を締結し、露西亞は夙に一六八九年（元祿二年）ネルテンスク條約以來東進の勢を示し來り西伯利亞を併せカムチャツカ半島より南下し樺太及千島の北半を占據するに至つた。依て徳川鎖國時代に於て特に長崎出島なる一小地區内に於て制限的通商を許された和蘭は、屢々幕府に對し是等世界の情勢を説明し米・英其の他各國との間に通交を開始するの必要あることを説明した。

斯かる泰西諸國の東亞進出時代に米國の水師提督ペリーの日本來航の目的は蓋し英清間の阿片戰爭（一八三九年乃至一八四二年）以來英國は支那方面に於て多大の勢力を得始めたるに鑑み之に對抗牽制するの必要を認めたによるものと云ふことが出来る。蓋し米國は常に東亞進出に關し英國と競争し、一八四二年八月二十九日（天保十三年）英清間に南京條約締結せられたに對し米國は一八四四年（弘化元年）望厦條約を調印して英國が阿片戰爭により得たと同様支那に於て開港通商に關する利權を獲得した。其後嘉永年間に至り一八四八年二月（嘉永元年）の佛國革命、一八五三年（嘉永六年）に於ける露土戰爭の開始等により歐洲方面に於ける外交多事なるを利し、米國は日本の開國に付先鞭を着けようと欲したるものゝ様である。

斯くの如きの意圖に於てペリーが國防不充分なる日本に對して開港を迫る爲め軍艦四隻を擁して浦賀に入港したのであるから幕府當局が愕然として驚いたのも當然である。其の對策として幕府は諸國の大名に命じて國土防禦の策を講ぜしめたが到底武力を以て米艦を擊退し得ざるを覺り、只管時日の遷延により前記弘化三年米艦來航の時の如く、ペリーが空しく退去することを欲した。然るにペリーも亦日本に於ける碇泊日數餘りに長きに亘るときは燃料等に不足を生じ日本側に乘ぜられることを恐れ、大統領の親書が日本側に受取られたのを幸ひ明年右親書に對する回答を受

取るべしと告げて一旦退去することに決した。幕府當局は外交上勝利を得たものと妄断した。

然るに早くも翌嘉永七年正月十六日（一八五四年二月十三日）ペリーは再び浦賀に來航し、今回はポーハタン The Powhatan を旗艦とし、合計八隻の軍艦を以て成る艦隊を引率し、同廿七日には更に碇泊地を進めて、江戸を去る僅に十二哩なる神奈川沖に侵入した。幕府にはてペリーの意圖に付益々恐怖するところあり、儒臣林大學頭、町奉行井戸覺弘、浦賀奉行伊澤政義、目付鶴殿長鏡の四人に命じ、先づ浦賀にて談判することを提議したが、彼聽かなかつたので止むなく神奈川にて談判せしめることとした。

右談判は嘉永七年二月十日より始まり、ペリーは参考の爲め一八二二年七月二十四日の米佛修好通商條約、一八三一年十二月六日の米露修好通商條約及一八四四年（弘化元年）締結の米清條約の寫を示し、更に後者に對し若干の修正を施し作成した日米修好通商條約案二十五ヶ條を提出した。即ち先方提案に於て後來安政五年米國全權ハリスが提案したもの等しく通商取引の自由、片務的關稅協定及治外法權の許與を包含して居たのである。之に對し我方に於ては天保十三年の夷人打拂緩和令もあること故齋昭等とも協議の上、長崎にて漂流の救助及米船に對する炭水食料の供給のみは之れを許し、通商交易を拒否することに決し、右趣旨を以て起草せる修好條約對案七ヶ條を提出した。

ペリーは其の來航の主目的たる漂流の救助及米船に對する炭水供給の二目的を日本が同意したるに満足し、通商交易の自由を得べき點には強ひて主張せず、只開港は長崎以外那覇・神奈川・松前を加ふべしと主張したが、日本幕府側に於ては那覇は遠隔の地に付關係するを得ずとし、神奈川は江戸附近に付之に代へ下田を開くことを承諾し、又松前の代りに函館を以てすることを承諾した。依て彼我的會商四回に亘つた後愈々嘉永七年三月三日（一八五四年三月三十一日）横濱に於て我國全權とペリーとの間に日米和親條約即ち神奈川條約が調印された。

尙我主席全權林大學頭は會見以前はペリーを輕視したが初度の應接後は臆病となり「彼が云ふ所甚理あり、申すに任せずしては御大事に及ぶべし、東照宮再生し給ふとも御任せの外はあるまじ」と述懐し、又徳川齊昭及閣老等が其の

讓歩の大なるに苦情を述べたるに際し「今若し之を拒絶して開戦に至るも勝算なく、不幸敗戦する時は幾倍不利なる條約を結ばざるを得ざるも知り難し」と回答したと傳へられる。ペリーも亦談判に際し常に威嚇の辭を用ひ我よりの回答の遅き場合には「若し其の要求が容れられざるに於ては止むを得ず開戦の用意に及ぶべく近海に游弋する軍艦五十隻、カリフォルニアに待機するもの五十隻、凡て百隻の軍艦は二旬以内に集合すべし」と述べたと云ふ。

日米和親條約 右神奈川條約は第一條乃至第十二條より成り、先づ其の前文に於て

「亞墨利加合衆國と帝國日本兩國の人民誠實不朽の親睦を取結び兩國人民の交親を旨とし向後可守箇條相立候ため、合衆國大統領は特派大使マッセウ・カルブレス・ペルリ（人名）を日本に差越し日本君主 The August Sovereign of Japan よりは全權林大學頭等を差遣し勸諭を信じて双方左の通り取極候」と記し、

第一條に於ては「日本と合衆國とは其人民間に永世不朽の和親を取結び場所人柄の差別無之事」を、

第二條に於ては日本は下田及箱館を開港し米國船に對し薪水、食料、石炭其の他の缺乏品を供給すること、而して下田は本條約調印後即時に、箱館は來年（安政二年）三月三日より開港すべきこと、

第三條に於て合衆國の船日本の海濱に漂着したる場合に於ては救援を爲すべきことを、

第四條に於て前條規定の漂流民又は他渡來の米國人民に對し日本は他國に於けるが如く之を自由にし閉籠すべからざること、但し「正直の法度には服從致候事」shall be amenable to just laws を、

第五條に於て下田及箱館に於て米國漂流民其の他の者は長崎に於ける唐、和蘭人の如く閉籠窮屈の取扱ひを爲すことなく下田港に於ては港内小島の周り凡七里の間は勝手に徘徊し得べく、箱館に於ける遊歩區域は追て定むべきことを、第六條に於て其の他必要ある物品及事項ある場合には追て双方談判の上定むべきことを、

第七條に於て米國船は右兩港に於て金銀及物品を以て必要なる物品を買入れ又は交換するを得べく、尤も右は暫行的に日本政府の定むる規則に従ふべく、又交換品として日本人の受取らざるものは之を積戻すべきことを、

第八條に於て薪木、食料又は石炭等必要品は其の地役人の手を經由してのみ取得し得べく直接日本國民と取引するを得ざることを、

第九條に於て「日本政府外國人へ當節亞墨利加人へ不差許候廉相許候節は亞墨利加人へも同様差許可申右に付談判猶豫不致候事」即ち米國人へ最惠國待遇を許與することを、

第十條に於て米國の船舶難風に逢はざる時は下田、箱館以外の港に渡來せざることを、

第十一條に於て米國政府は本條約調印後十八ヶ月後に「兩國政府に於て無據儀有之候時は模様により」英正文は締約國孰れか其一方に於て必要と認むるときとなつて居る下田に米國官吏を任命し得べきことを、

第十二條に於て本條約は米國に於ては大統領上院の同意を得、日本に於ては大君により批准を得て、今より十八ヶ月以内に批准書交換を爲すべきことを規定し、

又本神奈川條約は一般國際慣例と異り日本全權は邦文正本のみに米國全權は英文正本のみに調印し別に蘭譯文が添付せられた。

蓋し本條約に於ては未だ日米兩國民間に直接自由に貿易を許さず、幕府時代に於ける長崎の出島貿易に似た制度の下に、下田及箱館兩港に入港せる米國艦船に對し其の地の日本役人より薪木・食料・石炭其の他缺乏品を供給すべきを規定したものである。第四條末段に規定する「正直の法度に服従すべし」とのことも、米國人漂着民に對し從來恰も重罪人に於けるが如き苛酷な取扱ひありしを改め適當の取扱ひを爲すべしとの趣旨である。要するに未だ神奈川條約に於ては治外法權及關稅自主權に關する特權を米國政府に對し許與したものと云ふことを得ない。

神奈川條約締結の際に於ける彼我交渉の最難關は、彼が首都に於ける外交代表駐割の承諾と開港數の増加とを要求せるに對し、幕府側に於ては前者に付ては絶対に拒絕し、後者に付ては下田及箱館兩地共不便の場所であるから、外

國船が兩港に來ても長崎同様差して差支へもなからうと云ふ見地で兩港の開港に同意したのである。米國側より言ふも元來支那に行く米國船舶が日本に寄港する場合に必要な品の供給を受け、又漂流民が鎖國當時同様の苛酷なる取扱(註通)を受けることを避けるのが目的であるから本條約の調印により一先づ満足したのである。

(註記) (一八四九年六月(嘉永二年)米國ニュー・イングランド・ニュー・ベッドフォード New Bedford ニ歸着シタ捕鯨船

ラゴダ Lagoda 號ニヨリ同船乗込水夫拾五名ガ一八四六年八月(弘化三年)松前沖ニテ難船上陸ノ後日本官憲ニ捕ヘラ

レ窮屈ナ鳥籠ニ入レラレ衆人環視ノ下ニ和蘭船ニ引渡ソ爲メ遠ク長崎ニ送ラレタルコトガ米國ニ喧傳セラレタ。

猶幕府は其後四月九日に至り神奈川條約調印の事を布告し、同時に海防不備の爲止むなく漂民撫恤・缺乏品供給の二事を米國に約し、下田・箱館兩港を米國の爲め開きたるに付、今後特に軍備の充實に留意すべき旨一般諸侯に對し諭告した。他面ペリーは神奈川條約調印後早速嘉永七年三月七日に至り隨員參謀長アダムス中佐に命じて條約調印本書を本國華盛頓に携行せしめ大統領の批准を得る手續を採ることとした。又ペリーは江戸訪問の希望を有したが林大學は斷然之を拒絕したるので、止むなく只江戸灣退去に際し江戸に接近し海上より市街を望見することに止めた。其後米國艦隊は相前後して下田に去り、下田に於て日本側代表と下田開港に關する細則を商議することを希望した。日本側に於て其の準備が出来なかつたので四月二十一日箱館に赴き、同港を視察の上開港に關する細則は下田に於て定むるの了解を得、五月十二日下田に歸港し同二十二日林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作、都筑駿河、鵜殿民部少輔、竹内清太郎、松崎滿太郎との間に日米和親條約附録が調印せられた。

條約附録 同附録は正式の條約でなく、神奈川條約の解釋に關する協定とも稱すべきものであるが、其の内容は第一條乃至第十三條より成り居り、

第一條に於ては下田外國人遊歩地域たる七里以内には關所を設けざることを定め、

第二條に於て下田港内の商船及捕鯨船の上陸地三ヶ所を定め、

第三條、第四條に於て上陸の米國人は民家町家に立寄りず遊歩の休息所としては下田の了仙寺、柿崎の玉泉寺たることを定め、

第五條に於て玉泉寺に米國人墓地を設くること、

第六條に於て箱館にては石炭の供給困難なること、

第七條に於て公文は蘭文を以てし止むを得ざる場合は漢文によること、

第八條に於て港取締役三人を定むることを、

第九條に於て市中に於ける買物は日本官憲の手を経由すべきことを、

第十條に於て鳥獸獵を禁止することを、

第十一條に於て箱館に於ては五里以内の遊歩地域を定むることを、

第十二條に於て神奈川條約に關係する日本君主よりの回答公文は他人に委任し之を爲さしめ差支なきことを、

第十三條に於て本附録の規定が神奈川條約の規定と異なる場合にも有效なるべきことを規定した。

尙本附録交渉中彼我全權の間に本邦より米國艦船に供給すべき物品の代金支拂ひに付議論あり、本邦側は無代償に支給せんとせしに對し米國側は聞かず、代金は時價にて受取ることと折合つたが、代價支拂に付必要なる換算率は一メキシコ弗は我銀三分に相當するものと協定した。

ペリー提督は日本との條約締結後本國への歸途更に又琉球那覇に寄港したが、嘉永七年六月十七日（一八五四年七月十一日）琉球との間に九項より成る船舶の修復、薪炭の供給を目的とする修好條約を締結した。猶舊にペリーは日本への往航の途次小笠原島に至り嘉永六年五月九日（一八五三年六月十五日）父島二見港にて貯炭所用地を買収した

が神奈川條約締結により特に小笠原島に貯炭所を設くるの必要なくなつた爲めか右設置計畫を中止せしめた。

上記神奈川條約調印に際し幕府は京都に於ける宮廷の御都合を伺つたが後年に於ける安政五年日米條約の場合と異り何等異存なしのことであつた。而して曩にペリーの命を受け米國大統領の批准書を得べく本國へ赴いたアダムス中佐は大統領ピアースの批准書を得て安政元年十二月九日下田に歸港し、神奈川條約第十二條に基き幕府との間に批准書の交換を求めた。然るに幕府當局にては日本文條約面に「今より後十八ヶ月を過ぎ、君主許容之約束取替候事」とあるを指摘し、調印後十八ヶ月なるべきことを主張したが蘭譯文に於ては英文に於けると等しく十八ヶ月以内とあつたので止むを得ず之を承諾し、安政二年正月五日（一八五五年二月二十一日）下田長樂寺に於てアダムス中佐と本邦側全權井戸覺弘、伊澤政義、都築峯重等との間に批准書を交換した。此の際幕府當局に於て其の尊嚴を維持する必要上條約批准書に一般の國際慣例の如く將軍の名を自署することを好まず單に「大君之命を以て」なる字句を附加し老中連署することとした。

斯くて幕府は神奈川條約實施に至つた爲め之が準備として下田及箱館に闕乏會所なるものを設け右會所に於てのみ外國人に對し物品を賣ることが出来ることとした。之は長崎の出島で政府が外國人に品物を賣る爲め會所を設けたと同じ考へである。而して此の闕乏會所に置いた品物は反物・塗物・瀬戸物・紙類・錦繪・棕櫚の木・木石・絲細工・小兒玩具等であつた。更に神奈川條約實施後幕府は諸外國との事務を擔當せしめる爲め外國事務宰相なるものを置いたが幕府時代に於ける外務大臣の始めとも云ふべきものである。右外國事務宰相には老中筆頭堀田正睦が任命せられた。

註 1 外務省旧條約彙纂による

第二款 英國との長崎條約

英艦渡來 英國は當時支那に於て壓倒的勢力を有つて居た關係上米使ペリーの日本に於ける行動に對し深甚の注意を拂つて居たが、嘉永六年末香港總督ボーリングに對し適當な機會に日本との間に條約締結の交渉を開始すべきことを訓令した。

然るに神奈川條約の調印に先だつ前四日即ち一八五四年三月二十七日（嘉永七年）英佛兩國は土耳其を援助せんが爲め露國に對し開戦を宣告し、英佛聯合軍はクリミヤに上陸した。クリミヤ戰爭開始後英佛聯合軍は三個聯隊を極東に派遣し太平洋に於ける露領沿岸の要衝ペトロパウロスク等を砲撃し露西亞の艦船を破壊、捕獲に努めた。其の途次英國極東艦隊司令官スターリング Sir James Stirling 提督は嘉永七年七月十五日（一八五四年九月七日）旗艦「ウィンチェスター Winchester」號に坐乗、他の三艦を率ひて長崎に入港、長崎奉行に對し對露宣戰布告書を提示した。右布告書の末段に於て「當長崎は勿論、日本國領の港及び其の他の場所へ罷出候儀、相叶候様仕度心願に御座候」と述べ作戦の必要上日本の諸港に入港の自由を求めたが右要求に對し長崎奉行水野筑後守忠徳は斯かる英國軍艦の要求を容れる場合に於ては當然露國政府の反對あるべきを懸念し八月十六日（十月七日）次の三箇條を以つて回答した。

- 一、單に薪水、食料の供給及船體修理の爲め開港すべきこと。
- 二、開港に於ては捕獲物及拿捕艦船を保管し得ざること。
- 三、日本沿岸に於て戰鬪行爲を爲し得ざること。

日英約定 其後英國側より右趣旨を以てする條約を調印せんことを交渉して來た。其の結果嘉永七年八月二十三日（一八五四年十月十四日）長崎に於て英提督スターリングと長崎奉行水野筑後守、御目付永井岩之丞との間に「日本國大不列顛國約定」なるものが日英兩國政府間に始めて調印せられた。

同約定 Convention は第一條乃至第七條より成り、先づ前文に於て日本側全權は「日本大君の命を請たる上同意約

定せらるる It is agreed between....., ordered by His Imperial Highness the Emperor of Japan to act herein」を記し、

次に第一條に於ては神奈川條約第二條に準じ長崎・箱館の兩港を英國船舶の修復及清水、食料其の他船舶必需品の供給の爲め開くべきことを、

第二條に於て長崎は直ちに、箱館はスターリング提督長崎港出帆の日より五十日後に開くべきこと、又英國船舶は兩港港務規則に服従すべきことを、

第三條に於て暴風雨の場合は日本政府の免許なくとも前條以外の港に入津するを許さるべきことを、

第四條に於て「日本の港に入津する英船は日本の法律に従ふべし船中の高官或は指揮官右法律を犯す時は其の港を鎖し其の以下の人の之を犯す時は其の船の指揮官に引渡し罰を加ふべきこと」を、

第五條に於て他の外國の船又は人民の爲め開かれたる港に於ては英國の船舶及人民も同様の利益を受くべきこと、尤も日本が従來和蘭及支那に與へたる利益は其の限に非ざるべきことを、

第六條に於て本條約は今より十二箇月後に長崎に於て批准書を交換すべきことを、

第七條に於て批准書交換後本約書を實施し今後日本に來航する英國高官は本條約を變更すべからざることを規定した。

蓋し長崎約定に於ても神奈川條約同様専ら英國船に對し必要品を供給すべきことを目的とし未だ英國民に通商の自由を許したのではない。又第二條末段により長崎・箱館兩港に入港する英國船は本邦政府に於て定めた港則を遵守すべきことを規定して居るに拘らず、第四條末段に於て右規則に違反した英國船員の處罰を本邦官憲に於て行ふことなく之を當該英國船長に引渡すべきを規定したのは既に治外法權の許與に一步を踏み出したものと言はざるを得ない。

い。尤も幕府當局としては後段所述の安政二年締結の魯西亞國及和蘭國との條約に於けると等しく、右治外法權の許與は幕府の初期時代より保持せる屬人主權的慣行を承認したに止り新條約の下に何等特別の讓歩を爲したものと思はなかつたことは、墨夷應接録中記載嘉永七年五月付林、井戸、伊澤三全權記名の「不法之所行等いたし候亞墨米利加人捕押方御書取之儀に付申上候書付」に付ても判明するところである。

本約定の批准に關しスターリング提督は嘉永七年八月下旬一旦長崎を離れて本國へ歸り一八五五年一月二十三日（安政元年十二月六日）付の英國女王の批准書を持參して安政二年三月下旬（一八五五年）長崎に歸航した。然るに當時幕府側の批准書は未だ到着して居なかつたので再び長崎に來航し八月二十九日（一八五五年十月九日）批准書交換を行ひ同時に約定副章 *Expositio* なるものが調印せられた。

約定副章 右批准書交換の際幕府側より提出した將軍の批准書は日米條約の先例の如く將軍自署に代ふるに老中の連署を以てし、又原約定邦文に於て「大日本國帝」とあつたのを總て「大君」と改めしめた。

而して本條約批准交換と同時に調印せられた約定副章なるものは本約書規定の各條に關する解釋を定めたもので就中

第一條乃至第五條に關し日本に來航する英國商船は英國政府より發給せる船籍證書を保有すべく、右により日本官吏は其の船籍を承認すべきこと、尤も軍艦には船籍證書を要せざることを規定し、

第四條に關し英國政府の同意なくして行はれたる船長又は他の英國民一個人の行爲により本約定を廢棄し得べからざることを、

同第五條に關し日本政府が他の外國に對し長崎、箱館以外の港を開き、領事任置を許し、通商を開始し其の他如何なる利益特典を他國に與ふる場合に於ても英國の船舶及國民は直ちに同一の權利を得べきこと、即ち最惠國待遇を保

證した。本條に關しスターリングは米魯同様下田へも入港のことを要求したが幕府側は同港が江戸附近にある爲め英船の玆に來ることを悦ばず、同港は水災の爲め破壊したと言つて之を拒絶した。

第三款 露西亞との下田條約

露艦渡來 之より先露西亞では米國が突如として國會の決議を以て日本に對し使節を送つたとの報に接し、我國に對し領土的關心を有したる關係もあり捨て置くべからずとし、急遽海軍中將エウフイーミー・ブチャーチン *Euphymius Putiatin* を使節として我國に派遣し、開港と兩國領土の境界を決定せんことを欲した。右使節は嘉永五年九月七日（一八五二年露曆十月七日）本國クロンシュタットを發航し、翌六年七月十八日（露曆八月十日）軍艦バルダグ外四隻を率ゐて長崎港に入港した。右時期は實にペルリが再來を約して浦賀を退去した翌月のことである。幕府當局は玆に再び一難去り一難來るの思ひをなした次第であるが、露使の態度はペリーと異り穩和であつて、應接の長崎奉行に對し「我國法に違つて特に長崎に來つた」旨を告げ、露帝より將軍に宛てた國書の受領を要めた。幕府に於ては既に米國より國書を受領した以上拒絶するの理由なきものとして之を承諾した。其の内容は「魯西亞は萬邦に冠たる廣大なる國土を領するから更に領土を擴張するの必要は無いが、貴國四周の情勢に就いて憂慮するが故に、善隣の誼を以て兩國民の福利増進を圖り、爭隙怨讎の生ずる避け、和親を結ぶ爲に、千島及び樺太に於ける境界を定め、又貴國の一二港を開いて、通商する事を冀ふ」と言ふに在つた。幕府は右國書に對し老中よりの返書を手交した。其の要旨は「實地を踏査せざれば境界は定め難く、又通商は祖法の嚴禁する所ではあるが宇内の大勢は徒らに之を墨守するを許さず、米國からも同じ要求を受けてゐるから審かに利害を調査した上で決する。且つ今は將軍（家定）が新に嗣いで國務は頗る繁多であり、特に斯かる國家の重大事は必ず 天皇に奏聞し、諸侯にも示諭して其の議を盡さねばならないか

ら、數年の歳月を要する」と言ふのであつた。

右返書待つ爲めブチャーチンは長崎に滞留して居たが、偶々清國に派遣した運送船メシコフの歸航に依つて英佛との關係逼迫し將に戰爭開始に至らんとするの形勢を傳へたので用心の爲め十月二十三日一旦上海に向つて解纜した。けれども未だ開戰宣言が發せられて居ないことを知り此の機會に日本との修好條約に調印を了せんことを企て十二月五日再び來航して國書に對する回答を迫つた。

其の結果彼我十回に渉る商議の末彼の擧げ島に對する主張を抛棄せしめ得撫島以北を露國領となすことに決定し、樺太に付ては北緯五十度を以て境界とすべきを我より主張したるも彼聞かず境界は實地を檢分して協定することに決定し、開港通商に關しては最惠國待遇を與ふことを承諾し殆ど交渉妥結に至らんとした。然るに其の頃露國と英佛との關係は一層險惡となつて來たのでブチャーチンは再來を期し嘉永七年正月急遽再び長崎を退去した。其後ブチャーチンは八月英佛軍艦の目を掠めて箱館に現れ大阪に於て條約交渉の繼續を求むべきを通告したが果然九月十八日大阪天保山沖に投錨、本邦朝野を震駭せしめた。其の後紀州加田浦を經由十月五日下午田に入港し交渉の繼續を求めた。幕府は之れに應じ十一月十三日より數次の會議を重ね同十二月二十一日（一八五五年二月七日露曆一月二十六日）下田長樂寺に於て「日本國魯西亞國通好條約」が露國側全權ブチャーチン中將と本邦側全權西丸留守居筒井肥前守政憲、勘定奉行川路左衛門尉聖謨との間に調印せられた。

日魯通好條約 同條約は第一條乃至第九條より成り、別に同日付調印の附録なるものを附屬し本條約第三條、第五條、第六條、第九條に關し解釋を決定して居る。兩者の内容を見るに通交に付ては神奈川條約の規定を稍々簡にした外差した相違がない。尤も

第三條に於て下田、箱館の外長崎の開港を規定し、

第七條に於て神奈川條約第六條の規定を改め「若し評定を待つべき事あらば日本政府是を熟考し取計ふべし」と其の規定を廣汎にし、

第八條に於て露西亞人の日本國にある者及日本人の露西亞國にある者に對しては完全なる自由を有し何等妨害を受けざるべきこと、並に犯罪を犯したる人民は當該所屬國の法律によるの外裁判せられざるべきことを規定し、

第九條に於て最惠國待遇を規定するに當り特に「兩國近隣の故を以て日本國にて向後他國へ許す處の諸件は同時に魯西亞人にも談判なくして差免すべし」と規定し、

更に第六條附録に於て下田に於ける露國領事館は安政三年より設置すべきを確定し、

境界問題に關しては第二條に於て「今より後日本國と魯西亞國との境エトロフ島とウルツプ島との間に在るへしエトロフ全島は日本に屬しウルツプ全島夫より北の方クリル諸島は魯西亞に屬す、カラフト島に至りては日本國と魯西亞國との間に於て界を分たす是まで仕來の通たるへし」と規定し又樺太亞庭の要塞は露國に於て撤去することに同意した。

蓋し本條約に於て注意を要するは日米、日英條約と異り條八條に於て相互に他方の領土に於て其の本國法の適用を受けること並に右在留民は同地域に於て完全なる居住の自由を有すべきを規定したことである。（日本正文にては「是を待つ事緩慢にして禁錮さる事なし」右法を犯したるものある場合に於て本國法によるべきものとするも之を處罰する官廳は本人の所在國なりや、將た本人の本國の官吏なりや不明なるも幕府當局に於ては屬人的解釋上各本國官吏に於て本國法により處罰すること、即ち相互に領事裁判權の附與を認めたるものと思はれる。而して幕府當局に於て斯く日露條約に付てのみ相互的屬人主義の規定を設けた理由は第二條に於て樺太を日露兩國民の混合住居地域としたるが爲と思考せられ、第八條等に付ては條約調印當時何等の議論を生ぜなかつた。却て第六條附録中に領事館を安政三

年より設置を承諾したる點に付て徳川齊昭等より大反對を受けたが、之は露國則より「他國に先ち領事館を設けざること、布教を爲さざること」の了解を取付け其の儘同意することゝした。

尙ブチャーチンの乗艦は下田に於て條約交渉中嘉永七年十一月四日風波に襲はれ破壊したるに付幕府は歸國用代船を伊豆國戸田浦にて建造することを許し乗員露使以下四百餘人はクリミヤ戦争後本國に歸還した。従て本條約の批准交換は條約調印後九ヶ月後成るべく速に行はるべきを規定し居るも事實行はれたるは大に後れて安政三年十一月十日（一八五六年十二月七日露曆十一月二十七日）に至り下田に於て交換せられた。

第四款 和蘭との長崎條約

日蘭假取極書 和蘭は幕府時代出島に於て特定條件の下に貿易を許され居る間柄にあり、常に海外の情勢を説いて本邦に對し開國の必要を慫慂して居たことは前述の如くである。既に嘉永五年六月長崎に來任した出島商館長クルチウスは之が爲め弘化元年八月四日（一八四四年九月十五日）長崎奉行大澤豐後守に對し和蘭國との間に修好條約の締結方を申入れたが聞かれなかつた。然るに嘉永七年三月三日米國との間に神奈川條約が調印せられ、又露國との間にも開港に關する條約調印せられんとする形勢なるを見るや、右クルチウスは同年七月六日幕府に對し恒例の別段風説書（世界政情報告書）を提出して露土戦争の經過を報ずると同時に本國政府の訓令に依つて同國にも米露兩國同様開國の便益を與へられんことを長崎奉行水野忠篤に請求した。水野奉行は之を幕府に取次ぐと共に若し幕府に於て兵威を以てする米露に開國を許し舊誼の和蘭に之を拒絶することあらば英佛其の他の國々は亦米露の如く軍艦を派遣し來るべしとて和蘭の請求に應ずることの得策なるを建言した。依て幕府當局は和蘭に對しても下田及箱館の二港を船舶に對する必要品の供給及船舶修繕の爲め開港し、通商貿易は從來通りの仕法にて長崎に限るべき方針の下に和蘭との間に條

約を締結すべきことに同意を與ふること異議なかりしが、長崎奉行に於ては右クルチウスよりの督促に促され江戸よりの回訓の來ない以前安政二年九月二日より交渉を開始し同九月三十日（一八五五年十一月九日）前記和蘭國全權領事クルチウス Jan Hendrik Donker Curtius と本邦側全權長崎奉行荒尾石見守成允、川村對馬守修就、目付淺野學氏との間に日蘭和親假條約なるものを調印した。

然るに右假條約は幕府の承認を條件として長崎奉行等に於て暫行的に調印したものであつて其の第二十九條には特に「和蘭國と日本之條約相整候上は、此取極書共相廢し可申候、若右條約手間取候は、此取極之書を以無異儀取行」ふべき事を規定した。依て長崎奉行等は幕府に對し本假條約に對し査閱添削を受けたる後再びクルチウスと商議を重ねた上同年十二月二十三日（一八五六年一月三十日）長崎に於て日本國和蘭國條約を調印した。本邦側全權としては前記三人の外目付永井岩之丞尙志が加印し居る。

日蘭和親條約 右安政二年十二月二十三日調印の日蘭條約は第一條乃至第二十八條より成り

前文に於ては「日本和蘭兩國往古よりの通誼彌固からしめん爲 御國初に和蘭へ賜りし信牌も有之に據り」長崎奉行荒尾石見守等と和蘭國王の大全權於日本和蘭領事官クルシユスと決着の取極書」と掲げ、

第一條に於て和蘭國民は許與の區域たる出島より自由に行出し得べきことを、

第二條に於て「和蘭人日本の掟を犯し候は、出島に留高官の者へ爲知可申候左候へは同人をして和蘭政府より其國法通戒め可申事」

又第三條に於て「和蘭人日本人より不都合の取扱を受候時は於日本和蘭領事官より其旨を訴へ日本重役吟味の上日本國法通戒め可申事」と規定し始めて明白に屬人的法權主義の下に和蘭に對し領事裁判權を附與し、

第四條に於て「若し外に日本港津他の國民の爲に開に相成候は、和蘭國へも直に同様の免許可有之事」を規定し、

第五條乃至第二十七條に於て出島に於ける從來局限的貿易規則を幾分緩和し、内第二十條に於て免許を受けたる日本人に限り出島に往來し得べきを定め、最後に長崎に於て批准書の交換を爲すべきことを規定し、其の内容は殆ど全部九月三十日調印の假條約と等しく只本條約に於ては假條約第十二條に出島に於て和蘭人は家屋倉庫を買入れ、地所を借入れ其の行政は和蘭官吏の支配を受くべしとあつた規定を削除して居る。

蓋し前記第二條、第三條に於て本邦は各國との條約中始めて和蘭に對し片務的に領事裁判權の附與を規定したのは注意を要する。尤も右本條約第二條及第三條は安政二年九月三十日調印の日蘭假條約第二條及第三條の規定を其の儘襲踏せるものであるが、之を規定するに當り幕府當局としては日露條約の場合と等しく屬人主權的基礎の下に在留外國人は各々其の本國法により處斷せられることを至當と考へ何等の異議なく承諾せるものと認められるのである。又露西亞との條約の如く之を雙務的に規定しなかつたのは和蘭等の外國に日本人の在留するものなく、又之が保護の爲め日本官吏を送るが如きは日本人の海外に赴くことを好まなかつた當時に於ては思ひ及ばなかつたこととなるべく、從て曩に嘉永六年米國全權ペリーと條約交渉の際入手した一八二二年の米佛條約及一八三一年の米露條約中の諸條項が總て双務的になつて居るに付ても何等注意を惹かなかつたものと思はれる。尙本條約第二十八條の規定に基き安政四年八月二十九日（一八五七年十月十六日）批准書交換せられたが、同條末段の規定により調印後直ちに實施せられ同時に安政二年九月三十日調印の日蘭假條約は其の效力を失ふた。

第三節 安政諸條約の締結顛末

第一款 米國との下田・江戸兩條約

ハリス來邦 嘉永七年（安政元年）三月三日日米間調印の神奈川條約は安政二年五月五日批准書交換せられ實施を見るに至つたが、第十四期米國大統領フランクリン・ピアース（民主黨出身）Franklin Pierce は安政二年六月二十二日（一八五五年八月四日）付を以てタウンセンド・ハリス Townsend Harris を初代の駐日外交代表兼總領事に任じた。

ハリスは米國軍艦サン・ゼシント號 San Jacinto に搭乗安政三年七月二十一日下田に上陸八月五日同地、玉泉寺に於て始めて北米合衆國總領事館を開設した。右米國領事館の設置に關し神奈川條約第十一條邦文によれば、日本政府に於て必要と思考する時期迄之れを延期し得べきものであつたから、日本政府は邦文を楯として任置を拒否しようとしたが、右英文によれば米國政府は其の欲する時期に領事館を設置し得べきこととなつて居たので幕府は止むなく八月二十四日ハリス總領事の下田駐在を承認し、九月七日其の旨京都朝廷に奏聞した。

前記ペリー提督が締結した神奈川條約に於ては米國政府の當初の希望と異り、米國人は日本に於て通商の自由を有しないものであつた。されば米國に於ても之に對し非難があつた。依てハリス總領事は右通商自由少くとも個人商取引の自由を包含した通商航海條約を日本との間に締結する訓令を受けて居た。ハリスは曩に一八五六年五月二十九日（安政三年）バンコックに於てハリス自身が米國代表として調印した米暹通商航海條約を蘭譯文と共に堀田外國事務宰相に提出した。然るに右通商の自由を原則とする修好通商條約の締結は幕府從來の仕來りを根本的に變更するもので容易に承諾し得べきところでなかつた。依てハリスは先づ本邦が既に英國、露西亞及和蘭に對し神奈川條約の規定以上に許したものを米國にも許すべき趣旨で新條約を締結するの同意を得、茲に安政四年五月二十六日（一八五七年六月十七日）下田に於て「日本國米利堅合衆國條約」なるものが本邦側全權下田奉行井上信濃守（清直）及び中村出羽守（時萬）と米國側全權總領事タウンセント・ハリスとの間に調印せられた。所謂下田假條約である。